

羽戸山町内会 本部役員会
会 長 村田 正直
副会長(総務) 太田 泰弘

令和 6 年度 羽戸山町内会 通常総会議事録

1. 日時 : 令和7年3月 23 日(日) 18 時 30 分～20 時 00 分
2. 会場 : 羽戸山集会所 洋室
3. 町内会総戸数 : 512 戸 町内会会員総数 : 497 戸 (空き家 : 15 戸)
議決権総数:委任状 : 357 枚
出席 : 44 名(R6 年度役員含む)

4. 総会の流れ (18:30 ～)

司会を務める本部役員三宅氏より開会宣言があり、令和 6 年度町内会会長の村田氏により挨拶が行われた。今年度の本部役員会としての業務実績や来年度の業務計画の内容についての『根拠』や『理由』についての説明があり、議事での「報告」や「提案」の＜趣旨＞そのものへの質問や意見があれば、議事の中で受けたいと申し入れがあった。

その後本日の出席人数等が報告され、委任を含む出席者総数が 401 名となり、会則第 15 条の規定を準用して出席者数が会員総数の過半数を超えており、定足数が満たされている事が報告された。

次いで、本会議においては議長の選出に關しての規定がないため、次年度の町内会長である柴田氏を議長に依頼し承認された後、直ちに議事に入ることになった。

5. 議事の流れ

(1)第 1 号議案 「令和 6 年度 事業報告」(18:40 ～)

副会長で総務担当の太田氏より、4 ページから 8 ページの合計 7 担当の事業報告を簡潔に説明があり、詳細については議案書の通りと報告があった。

(2)第 2 号議案 「令和 6 年度 会計報告及び監査報告」(18:45 ～)

- ・羽戸山町内会会計担当の大住氏と、羽戸山集会所会計担当の中島氏より、議案書発行時に作成した数値が【暫定値】による文書であったことから、本日受付で 3 月 22 日現在の「令和 6 年度会計(決算報告)文書」を配布した旨の報告後、その文書を基に報告と説明があった。
- ・会計担当の大住氏より、令和 6 年度羽戸山町内会通常総会議案書 9P の「令和 6 年度会計報告及び監査報告(暫定値)」からは、収入面で預金利息がプラス 1,445 円、支出面で香典 1 件 10,000 円が追加となり、その結果次年度繰越金がマイナス 8,555 円となっている。令和 6 年度決算確定値については、確定後令和 7 年 4 月の回覧で報告させていただくとの報告があった。
- ・令和 6 年度羽戸山町内会収支決算会計報告に対して適正であることの監査結果が報告された。

(3)会計監査報告 (18:50 ～)

羽戸山町内会会計監査担当の中島氏と、羽戸山集会所会計監査担当の大住氏より、2 月 2 日及び 3 月 22 日に会計出納簿及び帳票を確認し、預金通帳の確認を行った結果、適正に会計処理がされていたと報告があった。

(4)第1号議案、第2号議案、会計監査及び開会時の会長挨拶に対する質疑応答(18:55～)

管理組合から町内会へのアプローチの有無等に関する質問があり、村田会長からは、現状で具体的申し入れはなく、管理組合からアプローチあれば、対応する用意はあるとの返答があった。その他、今後高齢者増加に伴う町内会運営の対策案について議論された事が、喫緊の課題である。

[議論内容]

・町内会員の高齢化の問題への対策案

- ① 役員数の増減化 減す業務内容の簡素化
- ② 業務量の削減
- ③ 役員の増減の意見があった。

・管理組合に関わる課題(金銭面)

(5)第1号議案と第2号議案についての採決 (19:20～)

賛成の方:40名、反対の方:0名、棄権の方:0名

委任を含む出席総数が401名で、過半数248名を超えているため、「第1号議案」及び「第2号議案」は可決された。

(6)第3号議案 「令和7年度 事業計画」 (19:25～)

会長の村田氏より、11ページに記載の「来年度の特徴的な事業計画」を簡潔に説明があり、詳細については議案書の通りと報告があった。

(7)第4号議案 「令和7年度 予算案」 (19:30～)

羽戸山町内会会計担当の大住氏より、第2号議案と同様に、議案書発行時に作成した数値が【暫定値】による文書であったことから、本日受付で【確定値】による「予算案文書」を配布した旨の報告があった。今年度から項目の公園維持管理についての報償費と作業費についての質疑に説明対応を行った。

(8)第5号議案 「令和7年度 本部役員・役員(班長)の承認」 (19:35～)

総務担当の太田氏より、議案書13ページに掲載された新役員について説明後、承認を得た。

(9)第3号議案、第4号議案、第5号議案に対する質疑応答 (19:40～) 19:50 討議打ち切り審議

- ・公園維持管理について情報周知のアドバイスがあり、来期担当者に対応の申し送りを行う。
- ・来期公園清掃の回数の問い合わせ:現時点では来期の初期は、今年と同様の予定。
- ・社会福祉面から、町内会の高齢者単身世帯の現状把握データを持つ等、町内会の実情にあった事業に取り組むように提案があった。

(10)第3号議案、第4号議案、第5号議案についての採決 (19:50～)

賛成の方: 39 反対の方:0 棄権の方:1

委任を含む出席総数:401 過半数以上:248

委任を含む出席総数が401名で、反対:0、過半数248を超えているため、「第3号議案」、「第4号議案」及び「第5号議案」は可決された。

(11)議事終了・議長解任 (19:55)

6. 閉会にあたって

次期本部役員会を代表して、令和7年度会長の柴田氏より挨拶を頂き、閉会となった。(20:00)

以上

令和6年度 第8回管理組合理事会 議事録

管理組合理事長 今井 友也

- 日 時 令和7年2月15日（土）
- 場 所 羽戸山集会所 洋室
- 出席者 理事兼建協委員（定数5）今井、岡本、藤原、牧野、松坂（書記）
監事（定数2）奥田
建協委員兼理事（定数5）竹原、大久保、鳴尾、有川

管理組合法人規約第8章理事会（第12条）に基づき理事会の議事は出席理事等の2/3以上の多数で可決。

1）報告事項

- 会計より源泉徴収の支払いとして1,492円を計上した事が報告された。
- 建築協定委員会より報告はなし。
- 理事長より宇治税務署との相談内容について報告された。

Q. 管理組合法人の預金を寄付するとしたとき、贈与税が課税されうるか。

A. 人格のない社団等とみなされるか否か、寄付を受ける団体が収益を上げる団体か否かによって課税対象となるかどうかが決まる。その観点では、建築協定運営委員会も町内会も人格のない社団等とみなされ、かつ収益を上げる団体ではないので、寄付を受けたときに贈与税を課税されることはないと考えられる。

- 理事長より司法書士事務所との相談内容が報告された。

- ・管理組合法人の規約変更案の説明と議論
- ・管理組合法人の解散登記、清算決了業務委託に関する情報の説明

- 新年度役員選出者が出席した事が報告された
3月15日（土）に役員選任会を行い、役職を決定していく。

2）議題

- 第6回管理組合理事会議事録の確認をし、回覧資料とした。
- 総会議案書の各議案内容について確認した。
- 司法書士より提示して頂いた規約改正案を検討した。デメリットの有無などを再度司法書士に確認した上で、総会議案に入れる方針を決定した。
- 今年度3回目の町内会回覧資料を作成し、回覧することとした。

以上